

住宅宿泊事業定期報告様式

住宅宿泊事業法第14条の規定により、住宅宿泊事業者は偶数月の15日までに、前2か月の定められた事項について、報告する必要があります。

下の表の太枠部分を記入し、下記の方法により、期限までに当報告様式を提出してください。

①郵送の場合 ②窓口で提出する場合	〒110-0015 台東区東上野4-22-8 台東保健所生活衛生課住宅宿泊事業担当 上記担当宛てにご送付いただくか、窓口にご提出ください。
③FAXで送付の場合	FAX番号「03-3841-4325」宛にご送付ください。

事業者名						
届出住宅の住所	台東区					
届出番号	第M13				号	
報告対象期間	20		年		月～	月分
宿泊日数			日	※正午から翌日の正午までの期間を1日とする		
宿泊者数			人	※実際に届出住宅に宿泊した宿泊者の総数		
延べ人数			人	※実際に届出住宅に宿泊した宿泊者について、1日宿泊するごとに1人と算定した数値の合計(例 宿泊者1人が3日宿泊した場合:3人)		
国籍 ※「宿泊者数」の国籍別の内訳	日本		人	韓国		人
	台湾		人	香港		人
	中国		人	タイ		人
	シンガポール		人	マレーシア		人
	インドネシア		人	フィリピン		人
	ベトナム		人	インド		人
	英国		人	ドイツ		人
	フランス		人	イタリア		人
	スペイン		人	ロシア		人
	米国		人	カナダ		人
	オーストラリア		人	その他		人
宿泊日 ※宿泊させた日にちを記入してください。 (例)4/5、4/5、4/10						
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・偶数月の15日までに、前2か月分の報告が必要です。(例:6月1日～7月31日の報告を8月15日までに行う。) ・宿泊実績が無い場合も、「宿泊日数:0日、宿泊者数:0人」という内容の報告が必要です。 ・過去の報告で訂正がある場合や、その他定期報告についてご不明点がございましたら、台東保健所生活衛生課住宅宿泊事業担当までお問い合わせください。Tel:03-3847-9403 					